



# 鳥取県公報

令和元年6月28日（金）  
第9114号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	県営土地改良事業の工事の完了（117）（中部総合事務所農林局）・・・・・・・・・・ 2
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集（7）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
◇ 合同選管 告 示	参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示 することができる日（2）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場のポスターを掲示 することができる区画の数（3）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における選挙時登録の基準日（4）・・・・ 2
◇ 公 告	自衛官の募集（危機対策・情報課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

## 告 示

### 鳥取県告示第117号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により告示する。

令和元年6月28日

鳥取県中部総合事務所長 吉 川 寿 明

土地改良事業の名称	工事完了年月日
農村地域防災減災事業 羽合浜地区 農業用排水	令和元年5月20日
農村地域防災減災事業 久米ヶ原2期地区 農業用排水	令和元年6月11日

## 選挙管理委員会告示

### 鳥取県選挙管理委員会告示第7号

令和元年第2回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和元年6月28日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

- 日時 令和元年6月28日（金） 午後2時
- 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 議題
  - 鳥取県選挙運動管理規程及び鳥取県議会議員選挙における選挙公報の発行に関する規程の一部改正について
  - 公職選挙法による選挙事務規程の一部改正について
  - 不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定について

## 合同選管告示

### 鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第2号

令和元年7月21日執行予定の参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第5項の規定によりポスター掲示場にポスターを掲示することができる日を次のとおり定める。

令和元年6月28日

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長 相 見 慎

令和元年7月4日

### 鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第3号

令和元年7月21日執行予定の参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場のポスターを掲示することができる区画の数を次のとおり定める。

令和元年6月28日

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長 相 見 慎

区画の数 6

### 鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第4号

令和元年7月21日執行予定の参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙に関する選挙人名簿の登録について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項に規定する選挙時登録の基準日を令和元年7月3日と定めたの

で、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第2項の規定により告示する。

令和元年6月28日

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長 相 見 慎

## 公 告

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項（第118条においてその例によることとされた場合を含む。）の規定に基づき、令和元年度自衛官候補生募集に係る募集期間等について、次のとおり告示する。

令和元年6月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 採用する自衛官候補生予定数  
陸上要員（男女）、海上要員（男女）、航空要員（男女）：合わせて50名程度
- 2 募集期間  
令和元年7月1日（月）から同年9月6日（金）まで
- 3 試験種目  
筆記試験（国語、数学、社会及び作文）、口述試験、適性検査及び身体検査
- 4 試験期日及び試験場
  - (1) 筆記試験及び適正検査
    - ア 試験期日  
令和元年9月21日（土）
    - イ 試験場  
新日本海新聞社（鳥取市富安二丁目137）  
米子市公会堂（米子市角盤町二丁目61）
  - (2) 口述試験及び身体検査
    - ア 試験期日  
令和元年9月19日（木）から同月27日（金）までの間の指定する1日
    - イ 試験場  
陸上自衛隊米子駐屯地（米子市両三柳2603）  
陸上自衛隊日本原駐屯地（岡山県勝田郡奈義町滝本官有無番地）
- 5 合格発表予定日  
試験実施日に示す日
- 6 採用予定時期  
令和2年3月下旬から同年4月上旬までの間（詳細は、採用予定通知書で通知する。）
- 7 応募資格  
採用予定月の1日現在で18歳以上33歳未満（ただし、32歳の者にあつては、採用予定月の1日から起算して3月に達する日の翌月の末日において33歳に達していない者に限る。）の日本国籍を有する者で、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第38条第1項に定める欠格事由に該当しないものであること。
- 8 問合せ先
  - (1) 各市役所及び町村役場（自衛官募集窓口）
  - (2) 自衛隊鳥取地方協力本部又は各事務所等  
本部（0857-23-2251）  
鳥取募集案内所（0857-26-4019）  
倉吉地域事務所（0858-47-3250）  
米子地域事務所（0859-33-2440）